

川崎市の環境施策

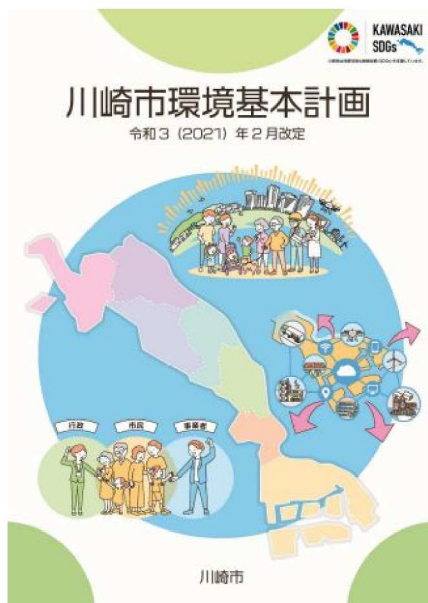
川崎市では、環境基本条例に基づき、全国に先駆けて平成6(1994)年に川崎市環境基本計画を策定し、直近では、令和3(2021)年に改定し、環境行政を総合的かつ計画的に推進しています。

計画では、計画全体の目標となる「めざすべき環境像」や「3つの基本方針」を明らかにするとともに、これらの実現に向け、今後10年間に取り組む環境政策の目標や基本的施策を定めています。

また、令和2(2020)年11月に『脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」』を策定し、2050年の脱炭素社会の実現を目指す取組を始めました。

さらに、令和4(2022)年3月には、川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定し、国を上回る目標として、2030年度までに温室効果ガスを2013年度比で50%削減を目指すこととしています。

上下水道局では、これらの環境施策との連携・整合を図りながら、環境に配慮した事業運営を行っていきます。



川崎市の環境施策

川崎市環境基本条例

環境基本条例では、環境政策の理念を次のように定めています

「川崎市環境基本条例」第2条 環境政策の理念

1 市の環境政策は、市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力して、環境資源を適正に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図るものとする。

3 市の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとする。

川崎市環境基本計画

環境基本条例の理念の実現に向け、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため策定

〈めざすべき環境像〉

「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」

〈基本方針〉

力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む

川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る

これまで培った「協働の精神」を次の世代へ引き継ぐ

「めざすべき環境像」及び「基本方針」の実現に向け、環境要素（脱炭素、自然共生、大気や水などの環境保全、資源循環）ごとに取り組む各施策を実施

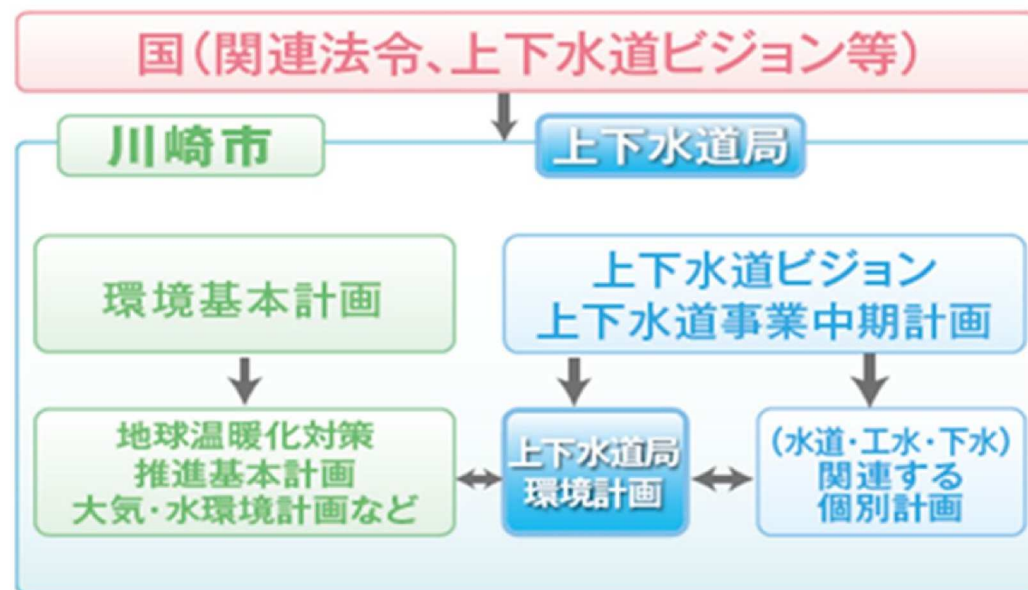
上下水道局環境計画の基本的事項

地球温暖化をはじめとする環境問題については、国全体で対応が求められています。

上下水道局が所管する上下水道事業は、事業活動に伴い電力など多くの資源・エネルギーを消費するとともに、汚泥や建設副産物など多くの廃棄物を排出しており、地球環境に与える影響は少なくありません。

上下水道事業は、これまでもそれぞれの事業計画において施策体系の柱の一つとして環境対策に取り組んできましたが、地球温暖化対策に係る市内外の動向や上下水道部門の組織の統合を踏まえて、上下水道局における環境施策を総合的かつ計画的に推進するため平成23(2011)年9月に「上下水道局環境計画」を策定し、平成25(2013)年度、平成28(2016)年度と一部見直しを図りながら、継続して環境に配慮した取組を計画的に進めてきました。

また、「川崎市上下水道ビジョン」及び「川崎市上下水道事業中期計画」の下位計画と位置付け、川崎市の環境関連計画との整合を図りながら、これまでの環境施策や社会情勢等を踏まえ、改めて基本理念や環境方針、上下水道事業における各取組内容を示し、令和4(2022)年3月に「上下水道局環境計画（計画期間：令和4(2022)～令和7(2025)年度）」を策定し、引き続き環境に配慮した事業運営を行っていくこととしています。



基本理念及び環境方針

基本理念

環境と経済が調和した脱炭素社会、持続可能な循環型社会の構築を目指して、温室効果ガス排出量の削減や資源・エネルギーの循環促進などに率先して取り組み、環境に配慮した事業運営を行うことにより、SDGsの達成や地球環境の保全に貢献し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ。

基本方針

I 脱炭素社会の実現

II 資源・エネルギーの循環促進

III 健全な水循環・水環境の創出

IV 環境に配慮した行動の促進

コラム 持続可能な開発目標

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）は平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール等を設定しており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

